

第3章 市の各種制度について

1 自治会活動全般

地域振興課 内線 2141・2142

(1) 自治会の相談窓口について

自治会で何か困ったことや市に尋ねたいことがあるときなど、身近な相談窓口は、以下の部署になります。お気軽にご相談ください。

地 区	問い合わせ先	電話番号	FAX番号
		e-mail アドレス	
豊 岡	扇町屋地区センター	2962-4495	2963-7051
		ir211031@city.iruma.lg.jp	
	東町地区センター	2963-7503	2963-6824
		ir211032@city.iruma.lg.jp	
	黒須地区センター	2962-7511	2965-5945
		ir211033@city.iruma.lg.jp	
東金子	東金子地区センター	2962-7711	2964-0112
		ir211034@city.iruma.lg.jp	
金 子	金子地区センター	2936-1171	2936-2702
		ir211035@city.iruma.lg.jp	
宮寺・二本木	宮寺・二本木地区センター	2934-4466	2934-6468
		ir211036@city.iruma.lg.jp	
藤 沢	藤沢地区センター	2962-6475	2964-1280
		ir211037@city.iruma.lg.jp	
	東藤沢地区センター	2962-6922	2964-4972
		ir211038@city.iruma.lg.jp	
西 武	西武地区センター	2932-0033	2932-1172
		ir211039@city.iruma.lg.jp	
総 合	入間市役所 地域振興課	2964-1111(内線 2141・2142)	2964-1720
		ir211000@city.iruma.lg.jp	

（２）自治会長・副自治会長が交代したとき

年度途中に正副自治会長の交代がありましたら、各地区センターへ「自治会役員異動報告書」をご提出ください。

ただし、年度替わりの毎年３月をお願いしている「区・自治会役員報告書」の提出時には、この報告書を提出していただければ結構です。

なお、認可地縁団体の場合は、告示事項の変更届の提出が必要になります。

（３）自治会報償金

入間市自治会報償金は、自治会の組織を通じた入間市政への協力に対する謝礼として、入間市自治会報償金支給要綱に基づき、各自治会に支払いをしています。

自治会報償金の使途	自治会報償金は、自治会の判断で次のようにご活用ください。 ※ 自治会報償金取扱要領等を定めるなど、透明性の確保に努めてください。 ア 会長はじめ、各役員への報酬として支出できます。 イ 市からの報償金と同額、減額、または増額して支出することもできます。 ウ 役員報償金以外の支出項目で、その他の自治会活動を達成するために支出することもできます。
支払い先と会計処理	自治会報償金は各自治会が指定する口座に振り込みます。公金である入間市予算の支出ですので、その受け入れも各自治会の会計収入として取り扱うよう明確にしてください。
予算と決算	各自治会の通常総会における予算と決算に、収入として自治会報償金を計上してください。 また、役員報償金を支出する場合は、支出の部にも計上をお願いします。
報償金の積算式	毎年調査を行い、10月1日の ※自治会加入世帯数 をもとに積算しています。 自治会報償金支給額（年額）＝基礎額＋世帯額 【基礎額】均等割額 108,000 円＋世帯割額 200 円×自治会加入世帯数（36 万円限度） 【世帯額】世帯割額 1,200 円×自治会加入世帯数（264 万円限度） ※マンション等の居住者であっても、自治会未加入の場合は自治会加入世帯数には含みません。

（４）自治会活動保険加入費補助金

自治会活動保険とは、区・自治会が自治会活動を運営していく中での賠償責任、傷害、傷害見舞費用、費用損害が発生した場合の保険です。

- ◆ けがのみならず、賠償事故も補償されます。
- ◆ 自治会を契約者とする一括契約で、健康診断書等の提出も原則として不要なため、契約手続きが簡単です。
- ◆ 加入世帯数に応じて団体割引（５～２０％）が適用される場合があります。

加入方法	直接任意の保険会社と相談し、加入してください。 ※ 保険会社との相談の中で、どこまで保険が適用されるのか必ず確認してください。 催し物等の傷害保険とは違いますのでご注意ください。
補助内容	自治会活動保険契約額の1/2を補助（100円未満の端数は切り捨て）します。 補助金額が下記の補助限度額を超えた場合（世帯単価 250円で加入した場合など）、限度額までの補助となります。 補助限度額 = (世帯数×164円+8,650円〔費用損害〕)÷2 ※100円未満の端数は切り捨て ※「費用損害」とは、事業を行うための準備にかかった経費の補償を行う「費用損害補償」に対する補助です。たとえば、雨でお祭りが中止になり、注文しておいたお弁当のキャンセル料が発生したときや、屋外映画会が荒天で中止になり、レンタルした上映装置のキャンセル料を支払ったときなどです。
補助金額の請求方法	交付請求書に次のものを添付して、地域振興課へ提出してください。 ア 領収書の写し イ 加入証書（保険証券）の写し （割引率や費用損害補償の状況等を確認するため）
保険の対象	保険の対象となる活動や事業は、①総会資料（事業計画）②役員会等の資料・議事録等で確認できるものとなります。それ以外の活動等は、保険の対象とならない恐れがありますのでご注意ください。 なお、必要な資料等については、保険会社にご確認ください。

（５）地域活動傷害見舞金制度

地域活動中に負傷または死亡した方に対し、見舞金を支給することにより、地域活動の振興を図ることを目的とするものです。

支給範囲	以下のいずれかに該当する活動（公務による場合は除く）に従事し、傷害を受けた方またはその遺族に対して支給されます。 ア 市の依頼に基づき、区、自治会または衛生自治会が行う公共活動 イ 市の依頼に基づく市民清掃デーによる清掃活動 ウ 市、自主防災会等が計画した防災訓練活動 エ 災害活動 オ 市または入間市社会福祉協議会が依頼した業務 カ 以上のほか、これに準ずる活動と市長が認めたもの
届出	見舞い金の支給を受けようとするときは、本人または同居の親族が、所定の届出書に医師の診断書（死亡した場合は、死亡診断書または検案書）またはその写しを添えて、傷害を受けた日から30日以内に市長（地域振興課）に届け出てください。

2 集会所の運営

地域振興課 内線 2141・2142

(1) 集会所土地借上料補助金

地域のコミュニティ活動の重要な拠点である集会所の用地を自治会が借上げている場合に、地代の補助をしています。

(令和6年4月現在 対象自治会は14の区・自治会です。)

(2) 集会所建設費(改修・新築)補助金

市では、地域のコミュニティ活動の重要な拠点である集会所・公会堂等の新築や改築、改修に補助を行っています。(※50万円以上の工事が対象です。)

金額等の関係上、補助にあたり議会にはかる必要がありますので、検討をはじめるときには一度地域振興課へご連絡ください。

内 容	補 助 金 額	実施時期等
集会所等の新築	工事費の1/2以内 ただし県の補助対象となった場合は別途規定あり	相談を行った年度から2年後以降
集会所等の改修	工事費の1/2以内 (上限:500万円)	毎年度4月末までに次年度の要望を提出
倉庫の新築・改修	工事費の1/2以内 (上限:100万円)	毎年度4月末までに次年度の要望を提出

※ 要望にあたっては、自治会内での同意が必要です。
また、必ずしも補助対象となるわけではありません。

認可地縁団体とは?…一定の条件を満たして法人格を取得した自治会をいいます

認可地縁団体になると、集会所や土地などの資産を団体名で不動産登記することができます。法人格がない(認可地縁団体ではない)場合には、代表者の個人名や役員の共有名義で資産を登記することになるため、相続が発生した際や名義を変更するときなどに訴訟に発展する場合があります。

その代わり、認可地縁団体で「代表者の交代」や「所在地の移転」、「規約の改正」等の団体としての重要事項に変更があった場合は、市へ届出をする必要があります(市はこの届出を受けて変更内容を告示しています)。また毎年住民税の免除申請等の手続きをする必要が出てきます。

3 防災・防犯

市民安全課 内線 3355・3356

危機管理課 内線 3361～3363

（１）防犯灯の設置

担当：市民安全課

お住まいの地区内に新しく防犯灯を設置したい場合は、自治会長名で防犯灯設置申請書を市民安全課に提出してください。

（２）防犯灯が不点灯の場合

防犯灯の不点灯などの異常について、防犯パトロール時の発見や、地域の方から情報をいただいた場合は、市民安全課へご連絡をお願いいたします。なお、ご連絡をいただく際には、管理プレートの番号を、不明な場合は所在地・電柱番号をお知らせください。

【管理プレート見本】



LED防犯

（３）自主防災訓練の助成

担当：危機管理課

自主防災組織整備事業補助金

防災訓練を実施する自主防災会（自治会）に対して、必要な資機材の購入や、防災訓練の実施に必要な経費に充てていただくために補助金を交付しています。

(1) 衛生自治会

担当：生活環境課

年2回の衛生美化キャンペーンをはじめ、公共用地内にある樹木等の害虫駆除、飼い主のいない猫の去勢不妊手術に対する助成、ポイ捨て防止の啓発活動等を行い、地域の生活衛生の向上や環境美化に務め、住みよい環境及び保健衛生の推進を行うことを目的としています。

(2) 蜂防護服の貸出

担当：生活環境課

蜂の巣ができてしまったら・・・

市では、蜂の巣を駆除する際に安全に作業できるよう、駆除用の防護服を無料で貸出しています。市内の土地及び建物に巣が出来てしまった場合を対象とします。

◆ 下記の場合は危険を伴いますので専門業者に依頼することをお勧めします。

- ・スズメバチの場合（特に攻撃性が高く危険）
- ・高所等での作業の場合



入間市公式 HP
蜂の巣の駆除



(3) 市民清掃デー

担当：総合クリーンセンター

市は連合区長会と共催で、市民清掃デーを毎年6月の第1日曜日に実施しています。

市民清掃デーに参加いただいた世帯数に応じて、自治会に補助金を交付します。

詳しくは、5月中旬に担当から自治会へ、郵送でお知らせします。

(4) 資源再利用奨励補助金

担当：総合クリーンセンター

自治会、子ども会などによるリサイクルの推進を図るため、資源ごみの集団回収を積極的に推進しています。

市内に住所を有する方で組織した営利を目的としない団体が、資源として再利用できる家庭のごみを回収した場合に補助金を交付します（要事前登録）。

(5) ごみ集積所の設置・修理費補助金

担当：総合クリーンセンタ

新規にごみ集積所を設置、または既存の集積所を修繕する場合、設置費用等の補助金を交付しています。

5 生活困りごと相談

総合相談支援室 内線 1313～1315

社会福祉法人入間市社会福祉協議会 福祉困りごと何でも相談支援センター
☎2964-2788（直通）

（１）総合相談窓口

担当：総合相談支援

室 仕事のこと、お金のこと、生活のこと、健康のことなど暮らしや福祉に関する悩みの相談場所として市が開設している相談窓口です。弁護士等の法律相談や税務相談、土地建物相談、人権相談、消費生活相談等の専門相談もできます。各地区センターでも相談を受けています。※専門相談は予約が必要です。

（２）福祉なんでも相談

担当：入間市社会福祉協議会

社会福祉協議会の福祉困りごと何でも相談支援センターでは、ご相談者の様々な生活の悩みや困りごとを専門の相談員（地域福祉コーディネーター）が解決に向けてサポートします。内容に応じて行政、医療、保健、福祉などの関係機関や専門職におつなぎしたり、相談に適した制度やサービスをご紹介します。また、地域福祉コーディネーターは、支え合い活動についてのご相談もお受けいたします。秘密は守りますのでご安心ください。なお、相談は無料です。

<相談例>

- どこに相談していいかわからない
- 利用できる窓口や制度を知りたい
- ひきこもりの家族がいて今後の事が心配
- 仕事も失い食べるものもお金も無くなった
- 隣の家がゴミ屋敷で匂いと虫に困っている など

福祉困りごと何でも
相談支援センターHP



入間市社協公式LINEアカウント

入間市社協の活動情報やイベント情報、講座の案内などを発信しています。

LINE公式アカウント運用ポリシーはこちら >



友だち追加

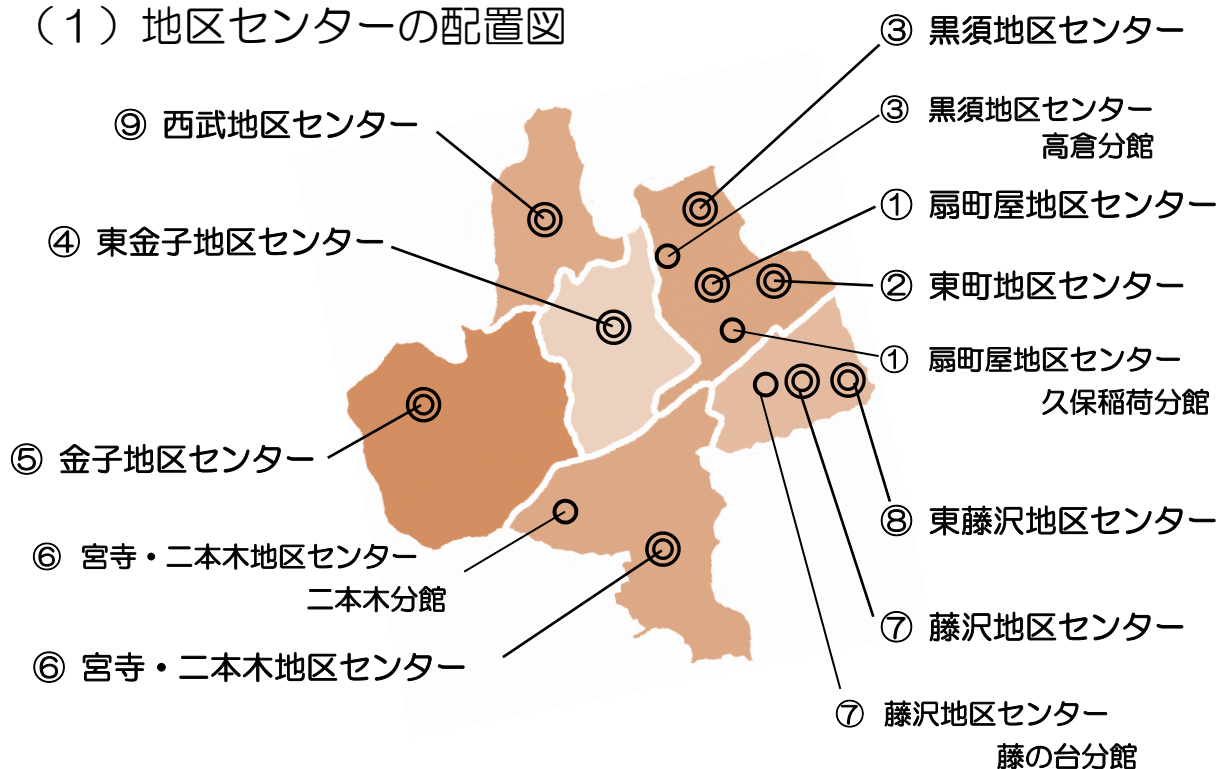


入間市社協
マスコットキャラクター
いるまちゃん

6 地区センター

地域振興課 内線 2148・2149

(1) 地区センターの配置図



(2) 基本対象地域 ※機能によって対象区域が異なる場合があります。

①扇町屋地区センター（扇町屋、扇台、久保稲荷、豊岡、善蔵新田）

②東町地区センター（向陽台、東町）

③黒須地区センター（河原町、宮前町、黒須、春日町、鍵山、高倉）

④東金子地区センター（小谷田、新久、狭山ヶ原、牛沢町、森坂、上小谷田）

⑤金子地区センター

（木蓮寺、南峯、寺竹、金子中央、西三ツ木、三ツ木台、上谷ヶ貫、下谷ヶ貫、花ノ木、中神、根岸、桂）

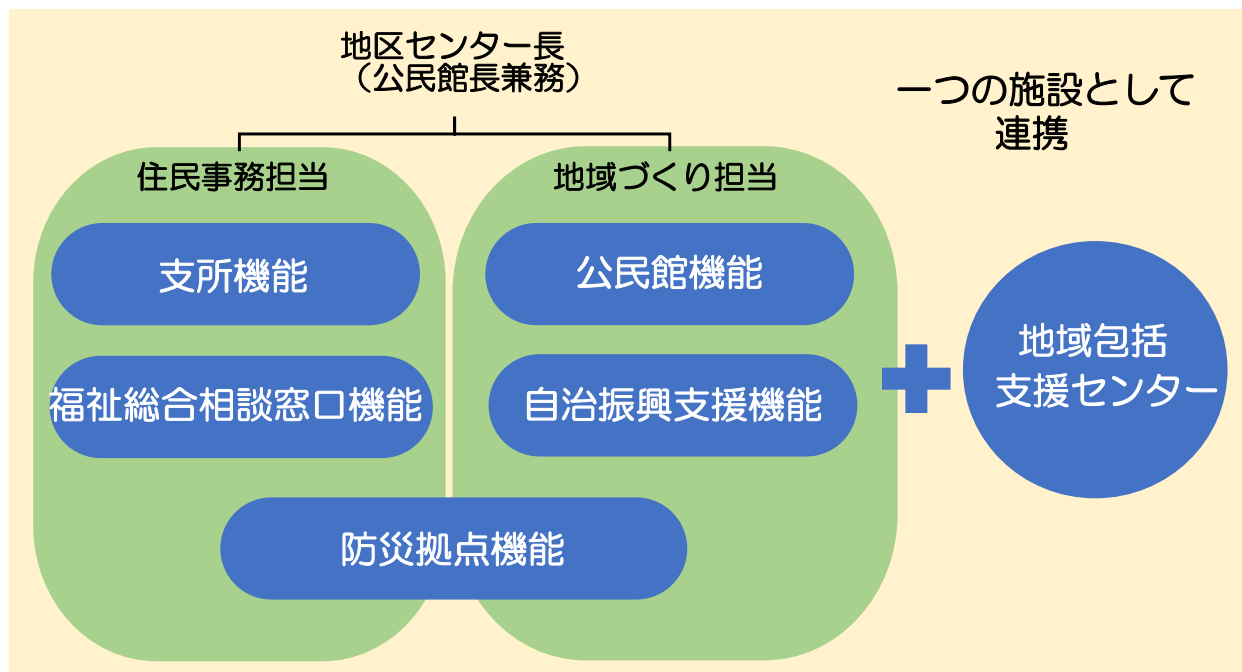
⑥宮寺・二本木地区センター（宮寺、二本木、狭山台、駒形富士山、高根）

⑦藤沢地区センター（上藤沢、下藤沢）

⑧東藤沢地区センター（東藤沢）

⑨西武地区センター（野田、仏子、新光）

(3) 機能と体制



(4) 6つの機能

① 支所機能

- ・住民票や戸籍、市税関係の証明書の交付
- ・転入などの住所の異動手続き、婚姻や出生などの戸籍の届出
- ・国民健康保険の手続き
- ・市に関する各種収納
- ・マイナンバーカードに関する手続きの一部
- ・コミュニティバスの特別乗車証の取得

② 公民館機能

- ・サークル活動、公民館活動への支援
- ・教室や講演会などの公民館事業を通して学びの場の提供
- ・学習機会に関する情報や地域活動に関する情報を発信することにより、人と人、人と団体、団体と団体をつなぎ、交流の輪を広げる支援
- ・会議室などの施設の貸出し

③ 自治振興支援機能

- ・区・自治会、地区区長会、コミュニティ活動団体への支援
- ・地域で活動する人や団体をつなぐ支援を行い、地域のまちづくりを協議する機会の創造

④ 防災拠点機能

- ・発災時に備え、危機管理課と連携した防災訓練の実施
- ・発災時、現場本部として災害対策本部と地域や地区内の避難所、避難場所の連絡や調整
- ・平常時、自主防災連絡会が所有している防災備品や備蓄品について、連絡会と協力・管理

⑤ 福祉総合相談窓口機能

- ・福祉に関すること、生活の困りごと、相談先が分からないことなど、相談ごとをお聞きする最初の窓口
- ・関係課への確認や、より専門性の高い相談について、タブレットのビデオ通話アプリを活用して、オンライン相談

※相談場所は、住民事務担当窓口や使用していない部屋を使用するなど、相談者が安心してお話できるよう、プライバシーの配慮に努めます。

⑥ 地域包括支援センター

- ・高齢者の総合相談窓口

※地域包括支援センターは、市からの委託を受けた社会福祉法人・医療法人が運営しています。

(5) 窓口時間

	月	火	水	木	金	土	日
支所機能	◎	◎	◎	◎	◎	×	×
公民館機能	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
自治振興支援機能	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
防災拠点機能	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
福祉総合相談窓口機能	◎	◎	◎	◎	◎	×	×
地域包括支援センター	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×

※祝日・年末年始
を除きます。

職員対応
8:30～
17:15

施設貸出
22:00 まで

◎職員対応 ○貸出のみ △イベント・発災時 ×対応なし

(6) 分館の利用について

(久保稻荷分館・高倉分館・二本木分館・藤の台分館)

- ◆ 令和10年度末まで、サークル活動や団体等の会議で貸施設として利用することができます。
- ◆ 定期的に利用している団体は、分館で施設借用手続き（予約・使用料の支払い等）ができます。
- ◆ 分館の施設利用時間：8:30～22:00／祝日・年末年始を除きます。
- ◆ 分館窓口は、委託業者が対応します。
- ◆ 初めて利用する場合や相談ごとは、所管する地区センター*までお願いします。
- ◆ 印刷機は地区センターの印刷機を利用してください。

*P28配置図参照。同じ番号の施設が所管する地区センターです。

7 高齢者の介護・福祉・医療 高齢者支援課 内線 1314

(1) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療など様々な面から支援を行う総合相談機関です。

地域包括支援センターには、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職がおり、関係機関と連携して対応します。介護などで困ったり悩んだりしている場合は、お気軽にご相談ください。

センター名	電話番号・住所	担当地域
豊岡東	2960-1050	豊岡・東町・向陽台・大字黒須 ※東町5丁目2番の一部、 6丁目2・3番除く
	豊岡一丁目 16-1 (入間市役所内)	
豊岡西	2960-5010	扇町屋(大字含む)・扇台 久保稲荷・善蔵新田
	扇町屋一丁目 9-34 (扇町屋地区センター内)	
豊岡北	2901-2501	黒須・河原町・春日町・宮前町・鍵山・高倉
	黒須二丁目 3-13 (黒須地区センターとなり)	
東金子地区	2960-6322	牛沢町・小谷田(大字含む)・上小谷田・森坂 新久・狭山ヶ原・狭山台 4 丁目
	小谷田 77-3 (東金子地区センター内)	
金子地区	2935-7543	木蓮寺・南峯・寺竹・金子中央・西三ツ木 三ツ木台・上谷ヶ貫・下谷ヶ貫・花ノ木 中神・根岸・狭山台 3 丁目
	寺竹 535-1 (金子地区センター内)	
宮寺・二本木地区	2935-0082	宮寺・二本木・高根・駒形富士山 大字狭山台・狭山台 1 丁目・2 丁目
	宮寺 2405-1 (宮寺・二本木地区センター内)	
藤沢	2960-6307	上藤沢・下藤沢(大字含む)・ 東町五丁目 2 番の一部・六丁目 2・3 番
	下藤沢五丁目 17-1 (藤沢地区センター内)	
東藤沢	2901-7025	東藤沢
	東藤沢五丁目 7-1 (東藤沢地区センター向かい)	
西武地区	2931-3311	仏子・野田・新光
	野田 496 (西武地区センター内)	

【開所時間】 月～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(日曜、祝日、年末年始はお休みです)

（２）高齢者等見守りネットワーク

「元気であるネ！ツト」

「元気であるネ！ツト」とは

入間市高齢者等見守りネットワーク「元気であるネ！ ット」は、地域のみなさんの日頃のさりげない見守り・声かけによって、高齢者・児童・障害者などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるためのしくみです。

見守る人、見守られる人を特定せず、地域の高齢者等をさりげなく見守ります。
これにより、高齢者の孤立防止、認知症の方とその家族への支援、高齢者や児童等の虐待防止、消費者被害の防止、災害時における安否確認などの課題に地域全体で取り組んでいきます。

どのように見守りを行うの？

地域のみなさんが、日常生活や仕事の中で、「ちょっとおかしいな」と感じた時には、地域包括支援センターや市などに連絡をしてください。地域包括支援センターや市では、状況を確認し、内容に応じて関係機関等と連携し、必要な支援を行います。

- ◆ 不自然な服装のお年寄りが 1 人で歩いている・・・認知症かも
- ◆ 怪しい業者が出入りしているみたい・・・
- ◆ 新聞などが数日分たまったまま・・・大丈夫かな・・・
- ◆ 毎日大きな怒鳴り声が聞こえるけれど・・・？虐待では？

入間市公式HP
地域包括センター



みなさんも、ちょっとした異変に気づいたら、お気軽にご連絡ください。

[illegible]

入間市高齢者等地域見守りネットワーク

元気でいるネ!ッ!

地域みんなの毎日のさびけない見守り・声かけて、安心して暮らせるまちをつくるネットワークです。

構成団体

- 民生委員・児童委員協議会
- 市社会福祉協議会
- 連合地区会
- 老人クラブ連合会
- 認知症対策事業推進協議会 等

協力事業所

- 消防団・女性防犯クラブ
- 保健所・水害対策室
- 福祉センター・介護センター
- 新聞販売店・宅配事業所
- 中元、仏壇・仏具店・読書事業所
- 公民館等 等

地域支援

（イラスト：元気な高齢者たちが手を繋いでいる様子）

**高齢者等が
元気でいるネ!ッ!と
地域で安心して
暮らせるように**

（イラスト：高齢者が笑顔で手を繋いでいる様子）

新聞などが
数日分たまったらまっまっ
もしして〜

毎日大きなさびしい声が
聞こえるけど〜？
處でいい？

怪しい業者が入り出しているから怖い〜
大丈夫！

市民の皆さんも、ちょっとした真実が気がついたら、お気軽にご連絡ください。

高齢者虐待

自宅で働いている可能性

児童虐待

悪質な訪問販売

ひきこもり

迷い老人

92

入間市役所 ☎ 04-2964-1111 ☎ 04-2966-5517

高齢者 については
市役所 高齢者支援課
または
高齢者包括支援センター（東湯夢町）

障害者 については
市役所 障害者支援課
児童 については
市役所 子ども支援課

入間市高齢者等地域ネットワーク推進会

入間市高齢者等在宅介護・医療ネットワーク「在宅ケアネットいるま」と
入間市高齢者等見守りネットワーク「元気であるネ！ット」の2つの部会があります。

8 道路

市民安全課 内線 3351～3354

道路管理課 内線 2311～3214

都市計画課 内線 3316～3319

(1) 交通安全

担当：市民安全課

交通事故の危険から市民を守り、安心して日常生活が送れるようにするために、道路照明灯、道路反射鏡（カーブミラー）等交通安全施設の設置及び維持管理を行っています。

また、信号機の設置、横断歩道の設置・補修、速度規制、止まれ等の規制標識、スクールゾーン規制等の交通規制に関することは、狭山警察署を通じ、埼玉県公安委員会へ要望しています。

※ 道路照明灯、ガードレール等防護柵の維持管理等：道路管理課

(2) 道路の照明灯

現在、市には数種類の道路の照明灯があります。種類によって管理者が異なりますので、ご注意ください。

① 道路照明灯

担当：道路管理課等

LED照明灯で、緑色の管理プレートが付いています。

管理者は道路によって違うため、問い合わせ先等が異なります。

- ① 市道：道路管理課
- ② 県道および国道 299、407、463 号：飯能県土整備事務所
- ③ 国道 16 号：大宮国道事務所 大宮出張所

【管理プレート見本】



① 市道

市道、県道の一部は、道路管理課で維持管理しています。緑色のプレートが付いています。
A－豊岡地区 B－東金子地区 C－金子地区
D－宮寺地区 E－二本木地区 F－藤沢地区
G－西武地区



②3ケタ国

県道、国道463、299号（3ケタ国道）は、飯能県土整備事務所が維持管理をしています。

国道16号（2ケタ国道）は大宮国道事務所大宮出張所が維持管理をしています。



③2ケタ国道

ア 設置の相談

市では、自治会長からの申請により、道路照明灯を横断歩道付近、交差点付近、見通し悪い屈曲部付近等に設置しています。

道路照明灯の設置を希望される方は、お住まいの区長または自治会長にご相談ください。

イ 点灯していない場合、または、昼間に点灯している場合

道路照明灯には、市の管理用プレートを貼付しています。道路照明灯が点灯していない、または、昼間に点灯している道路照明灯を見かけた場合は、目印になる場所や管理用プレートに記載された番号を道路管理課までご連絡ください。

② 公園灯

公園敷地内に設置されている照明灯は、概ね都市計画課が管理していますが、運動場や県営公園など、市内のいくつかの公園は、管理者が異なるため、お問い合わせ先等が異なります。これらについては、それぞれの管理者（所有者）にご相談ください。

都市計画課 内線 3316～3319

体育施設（運動公園・中央公園等）：スポーツ推進課 内線 4212

県営彩の森入間公園管理事務所（指定管理者） ☎2960-1664

（３）街路灯

商店街や商工会などが管理している「街路灯」、マンション等の施設の照明、大型店舗の駐車場灯などがあります。

これらについては、それぞれの管理者（所有者）にご相談ください。



商店街の街路灯
各商店や各地区の街路灯維持会が維持
管理しています。
（商工会☎2964-1212）



駐車場灯
各駐車場を管理している会社や個人
が維持管理しています。

（４）道路反射鏡（カーブミラー）

担当：市民安全課

道路反射鏡（カーブミラー）は、自治会長からの申請により、見通しの悪い交差点付近および屈曲部付近に設置しています。

道路反射鏡（カーブミラー）の設置を希望される方は、お住まいの自治会長にご相談ください。

道路反射鏡（カーブミラー）の角度が変わった等見えづらくなった場合には、管理用シールに記載された番号と目印になる場所を市民安全課までご連絡ください。

また、樹木等により道路反射鏡（カーブミラー）が見えづらい場合など、お住まいの自治会にご協力をいただくこともあります。

（５）道路の補修、陥没場所などの報告

担当：道路管理課

陥没した道路や壊れた側溝のふたなど、道路で危険な場所がありましたら、道路管理課までご連絡ください。また、市の水路の管理も行っています。

特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間
☎2964-2511（入間市市民活動センター）

市内には90を超える特定非営利活動法人（NPO法人）や、専門的な技術や、特定
の分野の活動に長けている熱意ある市民活動団体が数多くあります。

「NPO法人まちづくりサポートネット元気な入間」では、自治会からの相談を受け、
これらの団体を紹介し、コーディネートする取り組みを行っています。

まずはお気軽にお問い合わせください。

市内のNPOの活動例

- ◇ 河川などの環境保全
- ◇ 障害のある方の支援
- ◇ 自然体験
- ◇ 里山・森林の活用と保全
- ◇ 子育て支援・保育
- ◇ 釣りのマナー向上
- ◇ ADHD（注意欠陥／多動性障害）を持つ方の支援 …など
- ◇ スポーツを通じた健全育成
- ◇ 文化芸術
- ◇ 女性の自立支援
- ◇ 高齢の方への就労・生活支援
- ◇ 中高齢者の転倒防止
- ◇ 応急手当・救命講習

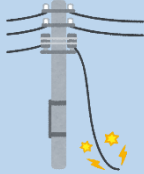
◆市民活動センター

市民の営利を目的としない自主的な社会貢献活動を支援することを
目的に、市民活動の拠点施設として設置されています。

市民活動センターHP



10 こんなことで困ったら

相談内容	連絡先	備考
電柱 	①東京電力で管理しているもの 東京電力カスタマーセンター ☎0120-995-007 ②NTT 東日本で管理しているもの ☎113（固定電話から） ☎0120-444-113（携帯電話等）	・<u>電柱の所有者が明確な場合</u> その所有者にご連絡ください。 ・<u>所有者がわからない場合</u> その土地の所有者にご確認ください。 ・原則として、1つの電柱に2つの標識がついている場合には、下の標識が所有者になります。
道路の 犬や猫の死体 	平日（月～金曜日） 総合クリーンセンター ☎2934-5546 土・日・祝日 市役所 ☎2964-1111 ※日直対応 収集には、日数が必要な場合があります。	・<u>私有地の場合</u> 収集の対象外です。 ・<u>飼い主が明らかなペットの場合</u> 飼い主にご相談ください。 
放置自転車 	市民安全課 内線 3351～3354 狭山警察署（会計課） ☎2953-0110 ※アパートやマンションの敷地内や駐車場等民地上に放置された自転車につきましては、それぞれの管理者（所有者）で処分していただくことになります。	・<u>被害届が出ている場合</u> 警察より持ち主へ返却されます。 ・<u>被害届が出ていない場合</u> 一定期間後に市民安全課へ連絡があり、撤去します。 ・<u>放置自転車整理区域内の場合</u> 委託職員が随時巡回し、整理・撤去を行っています。 
空き家	都市計画課 内線 3313～3315	

～デジタル技術とデータの活用で 誰一人取り残さない入間市に～

自治会運営のデジタル化

入間市では自治会運営の効率化、自治会役員の負担軽減等を図るため、自治会で活用することができるように自治会運営のデジタル化を促進します！

お困りのことがありましたら、
地域振興課または各地区センターまで問い合わせください。
地域振興課 内線 2141～2142

